

盛岡広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和元年9月27日

盛岡広域振興局長 石 田 知 子

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 岩手郡葛巻町江刈第38地割字馬淵4番1地先から第34地割字荒沢口89番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月27日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
  - (2) 期間 令和元年9月27日から同年10月28日まで